

株式会社パーソナルアシストの返戻金制度

甲は、乙が紹介した求職者を採用した場合、乙が行ったサービスに対する報酬として、下記に定める当該求職者の「決定された理論年収額」のうち、下記に定める割合に相当する金額を支払う。（以下この報酬を「紹介手数料」という）

記

① 紹介手数料内訳（決定された理論年収額の 20%相当額、消費税別途加算）

② 本報酬は、派遣者が甲への報酬を所定した月を起算月とする。支払は翌月末日以内とする。支払い方法は、甲が指定する銀行口座に振り込むことによる。振替手数料は甲が負担する。

紹介手数料の返戻 甲が支払いをした後、採用された求職者がその責めに帰すべき事由（無断欠勤、遅刻などの勤怠理由）に基づき退職した場合には、乙は受け取った紹介手数料のうち、次の金額を甲に返戻する。

- (1) 2 週間未満に退職した場合・・・紹介手数料の 100%
- (2) 2 週間以上～1 ヶ月未満に退職した場合・・・紹介手数料の 80%
- (3) 1 ヶ月以上～2 ヶ月未満に退職した場合・・・紹介手数料の 50%
- (4) 2 ヶ月以上～3 ヶ月未満に退職した場合・・・紹介手数料の 20%

③ 理論年収の算定方法は、以下の(1) から(4)のいずれかとする。

(1) 固定給×12 ヶ月の合計額（※非常勤の場合は、通給×12 ヶ月の合計額）

(2) 月定額手当（交通費を除いた他全ての手当含む）合計×12 ヶ月の合計額

(3) 賞与額合計（※勤続 100%年間賞与月数）の金額×勤続年数×額主が指定する返戻率